

1 福祉一覧

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持していることで様々な福祉の制度を利用できます。

			(医 療)															
制 度			自 立 支 援 サ ー ビ ス	自 立 支 援 医 療 (更 生 医 療)	自 立 支 援 医 療 (育 成 医 療)	自 立 支 援 医 療 (精 神 通 院 医 療)	重 度 心 身 障 害 者 医 療	老 人 医 療	ひ と り 親 家 庭 等 医 療	養 育 医 療	こ ど も 医 療	特 定 医 療 (指 定 難 病)	先 天 性 血 液 凝 固 因 子 障 害 者 医 療	小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療	療 育 医 療	療 養 介 護 給 付	精 神 障 害 者 医 療	歯 科 診 療
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚 障 害		(19 ペ ー ジ ～ 21 ペ ー ジ 参 照)	1～6	1～6		1・2	1～6	1・2	↑ 入 院 が 必 要 な 未 熟 児 ↓	↑ 0 歳 ～ 未 就 学 児 (1 歳 以 上 の 重 度 障 害 児 を 除 く) ↓		↑ 先 天 性 血 液 凝 固 因 子 障 害 者 認 定 を 受 け た 方 ↓		↑ 結 核 の た め 長 期 入 院 が 必 要 な 児 童 ↓			1～6
	聴 覚 障 害			2～6	2～6		2	2～6	2								2～6	
	平 衡 機 能 障 害			3・5	3・5			3・5									3・5	
	音 声 ・ 言 語 そ し や く 機 能 障 害			3・4	3・4			3・4									3・4	
	肢 体 不 自 由	上 肢		1～6	1～6		1・2	1～6	1・2 の 一 部								1～6	
		下 肢		1～6	1～6		1・2	1～6	1・2・3 の 一 部								1～6	
		体 幹		1～5	1～5		1・2	1～5	1・2								1～5	
	内 部 障 害			1～4	1～4		1・2	1～4									1～4	
	療 育 手 帳						A	A・B	A								A・B	
	難 病								○							○	○	
精 神 障 害				○	1	1・2	○					○						
年 齢 制 限 等				18歳 以上	18歳 未 満		0～ 64歳	65歳 以上				20歳 以上		18歳 未 満				
所 得 制 限				有	有	有	有	有	有									
併 給 制 限																		
ペ ー ジ			19 ～ 21	22	22	22	23	23	24	24	24	25	25	25	26	26	27	27

(手 当)							
障 害 児 福 祉 手 当	特 別 障 害 者 手 当	特 別 児 童 扶 養 手 当	児 童 扶 養 手 当 (父又は母の障害)	福 祉 金	介 護 手 当	障 害 基 礎 年 金	心 身 障 害 者 扶 養 共 済
1・2の 一 部	2 (級常 以時 上特 の別 障の 害介 が護 重を 複要 すす るる 程方 度)	1～3	1・2	1～4	1・2	(39 ペー ジ ～ 40 ペー ジ 参 照)	1～3
2		2・3	2	2～4	1・2		2・3
		3・5		3			3
		3・4の 一 部		3・4			3
1・2の 一 部		1～3	1・2の一部	1～4	1・2		1～3
1		1～3 4の一部	1・2 3の一部	1～4	1・2		1～3
1		1～3	1・2	1～3	1・2		1～3
1の一部		1～3		1～4	1・2		1～3
A 常時介護を要する 程度以上		A・Bの 一 部	A	A・B	A		A・B
○		○	○				○
○		○	○	1・2			○
20歳未満	20歳以上	20歳未満	児童18歳未満 障害児20歳未満		6歳以上 ねたきり老人 認知症老人含	20歳以上	
有	有	有	有	有	有	有	
			有			有	
29	30	33	35	36	37	39	41

		(税の減免)						(公共料金等の軽減)							
制 度		所 得 税 ・ 住 民 税	個 人 事 業 税	贈 与 税	相 続 税	自 動 車 税	軽 自 動 車 税	J R	地 鉄 路	有 料 道	航 空	N H K	電 話 番 号 の 無 料 案 内	携 帯 電 話	市 営 駐 車 場
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚 障 害	1～6	1～6	1・2	1～6	1～5	1～5	1～6	1～6	1～6	1～4	(49 ペー ジ 参 照)	1～6	(50 ペー ジ 参 照)	(50 ペー ジ 参 照)
	聴 覚 障 害	2～6	2～6	2	2～6	2・3	2・3	2～6	2～6	2～6	2～4				
	平 衡 機 能 障 害	3・5	3・5		3・5	3・5	3・5	3・5	3・5	3・5	3				
	音 声 ・ 言 語 そ しゃく機能障害	3・4	3・4		3・4	3	3	3・4	3・4	3・4	3				
	肢 体 不 自 由	上 肢	1～6	1～6	1・2	1～6	1・2	1・2	1～6	1～6	1・2 の一部		1～2		
		下 肢	1～6	1～6	1・2	1～6	1～6 の一部	1～6 の一部	1～6	1～6	1～4				
		体 幹	1～5	1～5	1・2	1～5	1～5 の一部	1～5 の一部	1～5	1～5	1～3		1～2		
	内 部 障 害	1～4	1～4	1・2	1～4	1～3	1～3	1～4	1～4	1～4	1～4				
	療 育 手 帳	A・B	A	A	A・B	A・Bの 一 部	A・Bの 一 部	A・B	A・B	A	A・B		A・B		
	難 病														
	精 神 障 害	○	○			1	1		○		○		○		
年 齢 制 限 等															
所 得 制 限			有												
併 給 制 限															
ペ ー ジ		43	43	44	44	45	45	47	47	48	48		49	50	50

(日常生活)				(住宅)	(社会参加)				(その他)	
補具	日常生活用具	寝具乾燥	おむつの支給	住宅改善費の助成	福祉タクシー利用券	身体障害者補助犬貸与	自動車操作訓練	自動車改造	手話通訳者の派遣・	避難行動要支援者支援制度所・
(51ページ参照)	(52ページ参照)	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2			(60ページ参照)	(65ページ参照)
		2	2			2	2～6			
							3・5			
							3・4			
		1・2	1・2	1・2		1・2	1～6	1・2		
		1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1～6	1・2		
		1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1～5	1・2		
		1・2	1・2		1・2		1～4			
			A		A					
					1					
		ねたきり状態	ねたきり状態			18歳以上				
			有	有	有		有	有		
51	52	56	56	58	59	59	59	59	60	65

2 相談窓口

次のような相談窓口があります。お気軽にご相談ください。

富山市社会福祉事務所 富山市新桜町7番38号(市役所内) ☎431-6111 FAX443-2143	障害者のみなさんをはじめ、高齢者・児童・ひとり親家庭・生活保護等の総合窓口として相談に応じ、必要な援護や指導を行っています。心身障害者の方々のご相談につきましては、障害福祉課障害福祉係へ(内線 2434・2435・2436・2394 又は直通 443-2056)		
大沢野行政サービスセンター 富山市高内 365 番地	地域福祉係(各種福祉・年金担当)	467-5811	お住まいの地域の行政サービスセンターにて、各種ご相談・手続を行って頂けます。
	市民係	467-5810	
	地域生活係	467-5818	
	こども福祉係	467-5830	
大山行政サービスセンター 富山市上滝 567 番地	地域福祉係(各種福祉・年金担当)	483-1214	
	市民係	483-1212	
	地域生活係	483-2537	
	こども福祉係	483-2594	
八尾行政サービスセンター 富山市八尾町福島 200 番地	地域福祉係(各種福祉・年金担当)	455-2461	
	市民係	454-3114	
	地域生活係	454-3112	
	こども福祉係	455-2461	
婦中行政サービスセンター 富山市婦中町速星 754 番地	地域福祉係(各種福祉・年金担当)	465-2114	
	市民係	465-2115	
	地域生活係	465-2112	
	こども福祉係	465-2125	

こども健康課 〒930-8510 富山市新桜町7-38(市役所内) ☎443-2279 FAX443-2169	障害福祉サービス等のうち、障害児を対象とする通所系サービスや地域生活支援事業等について相談や申請を受けています。
--	--

富 山 市 保 健 所 〒939-8588 富山市蛭川 459-1 ☎428-1155 FAX428-1150	成人保健、感染症、特定疾患、精神保健福祉等に関する事業を実施しています。また、食品衛生、生活衛生等の監視指導・検査や自立支援医療（育成医療・精神通院医療）、特定疾患医療等の給付なども実施しています。
中 央 保 健 福 祉 セ ン タ ー 〒930-0065 富山市星井町 2-7-30 ☎422-1172 FAX420-3003	乳幼児から成人までの健康相談・健康教育・訪問指導等が受けられます。4 か月児、1 歳 6 か月児（1 歳 6 ～ 8 か月児）、3 歳児（3 歳 6 ～ 8 か月児）健康診査、各種がん検診等を実施しています。パパママセミナー、赤ちゃん教室等の健康教育が受けられます。
南 保 健 福 祉 セ ン タ ー 〒939-8588 富山市蛭川 459-1 ☎428-1156 FAX428-1150	
北 保 健 福 祉 セ ン タ ー 〒931-8353 富山市岩瀬文化町 23-2 ☎426-0050 FAX426-9210	
大 沢 野 保 健 福 祉 セ ン タ ー 〒939-2293 富山市高内 365 ☎467-5812 FAX468-1645	
大 山 保 健 福 祉 セ ン タ ー 〒930-1392 富山市上滝 567 ☎483-1727 FAX483-3081	
八 尾 保 健 福 祉 セ ン タ ー 〒939-2376 富山市八尾町福島 200 ☎455-2474 FAX455-2491	
西 保 健 福 祉 セ ン タ ー 〒939-2603 富山市婦中町羽根 1105-7 ☎469-0770 FAX469-0772	
富山市総合社会福祉センター （市社会福祉協議会） 富山市今泉 83-1 ☎422-3400 FAX491-2433	障害者団体などに会議室や研修室を貸し出すとともに、手話、点訳・音訳講座の開催や福祉バスの運行、視覚障害者向け情報提供サービスの実施、総合相談窓口（生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業、福祉後見サポート事業、心配ごと相談事業）における相談・支援、地域活動支援センターⅢ型の運営、福祉機材や車椅子の貸出、ボランティア活動に関することなど、さまざまな福祉事業を行っています。
富山県視覚障害者福祉センター （とやまライトセンター） 富山市磯部町 3 丁目 8-8 ☎425-6761 FAX425-9087	点字図書館や盲人ホームがあります。 視覚障害者の社会参加と自立を促進するため、各種の訓練教室やレクリエーション活動を行っています。

富山県聴覚障害者センター 富山市木場町 2-21 ☎441-7331 FAX441-7305	聴覚障害者の社会参加と自立を促進するため、聴覚障害児・者に関わる相談や、コミュニケーション支援、字幕・手話付き映像ライブラリーの貸出し、各種の講座、手話言語の普及等を行っています。
身体障害者 知的障害者相談員 (名簿 11・12 ページ)	市から委嘱された地区の相談員が、障害者や家族からの相談に応じ、関係機関との連絡を行います。
民生委員・児童委員	障害者、高齢者、児童、ひとり親家庭等の相談に応じ、指導するとともに、関係機関との協力のもとに、社会福祉の増進に努めています。
富山県障害者相談センター 富山市下飯野 36 ☎438-5560 FAX438-5585	身体障害・知的障害に関する業務を行っています。身体障害者の補装具に関すること、更生医療に関すること、身体障害者手帳に関すること、知的障害者(18 歳以上)の相談、療育手帳に関することなど。
富山県富山児童相談所 富山市東石金町 4-52 ☎423-4000 FAX423-0778	18 歳未満の児童の育成に関するさまざまな相談に応じ、必要な助言・指導を行っています。 電話相談(子育てテレフォン相談 ☎422-5110)も行っています。
富山市メンタルヘルスサポーター 富山市蛭川 459-1 ☎428-1152 FAX428-1150 富山市保健所保健予防課内	市から依頼を受けたこころの健康づくりボランティアが、心の健康に関する情報の紹介や保健所と連携し、地域で生活する精神障害者やそのご家族の相談や見守りを行っています。
富山県総合リハビリテーション センター 〈社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター〉 富山市下飯野 36 番地 ☎438-2233 FAX437-5390	各種施設、病院があり、相談から治療訓練にいたるまで一貫したリハビリテーションを行っています。
富山県こども総合サポートプラザ 富山市新富町 1-2-3 富山ステーションフロント CiC5 階 ☎481-7401 (総合窓口) FAX443-1551	県のこどもに関する 4 つの相談機関(富山児童相談所こども相談センター、総合教育センター教育相談窓口、こども・若者総合相談センター、県警少年サポートセンター東部分室)を集約し、様々な悩みや課題を抱えるこどもや家庭からの相談に各機関が連携して対応します。

富山公共職業安定所 富山市奥田新町 45 ☎431-8609 FAX443-1551	障害者の障害状況、適性、希望等にもとづき職業相談・就職のあっせん等を行っています。
富山障害者職業センター 富山市桜橋通り 1-18 北日本桜橋ビル (旧住友生命富山ビル) 7 階 ☎413-5515 FAX413-5516	公共職業安定所等の関係機関と連携し、就職、職場定着に向けての相談、職場適応を図るためのジョブコーチ支援、就職に向けての職業準備支援、メンタル不調で休職中の方へのリワーク支援を行います。
富山年金事務所 富山市牛島新町 7-1 ☎441-3926 FAX431-1433	厚生年金の障害年金・手当金の申請を受けています。
富山労働基準監督署 富山市神通本町 1-5-5 富山労働総合庁舎 2 階 ☎432-9143 FAX432-9539	労働災害及び通勤災害により、身体に障害を残した被災労働者に対して円滑な社会復帰を促進するため、「社会復帰促進等事業」を行っています。 なお、車椅子や義肢等の支給等は、富山労働局労働基準部労災補償課（☎432-2739）が窓口です。
富山市障害者福祉センター 富山市蜷川 15 富山市障害者福祉プラザ内 ☎428-0113 FAX428-0114	在宅障害者を対象としたスポーツ教室、パソコン教室などの開催や、各種福祉サービス等についての情報提供、関係機関等との連絡・調整や助言などの相談支援を行っています。
富山市基幹相談支援室 富山市蜷川 15 富山市障害者福祉プラザ北館 3 F ☎482-5065 FAX482-5066	地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、事業所等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所への研修会の開催、障害者の権利擁護の推進を行っています。
富山県厚生部障害福祉課 富山市新総曲輪 1-7 ☎444-3211 FAX444-3494	身体障害者福祉、知的障害者福祉、障害児福祉に係る施設等に対する支援や指導を行っています。 また、障害を理由とする差別に関する相談に専門相談員が対応しています。（県庁内障害福祉課相談室 ☎076-444-3959）
富山障害者就業・生活支援センター 富山市坂本 3110（セーナー苑内） ☎467-5093 FAX467-5093	職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う生活上の支援を必要とする障害者に対し、身近な地域で他の関係機関と連携を図りながら、総合的に支援を行います。

富山県発達障害者支援センター 「ほっぷ」 (富山県リハビリテーション病院・ こども支援センター内) 富山市下飯野 36 ☎438-8415 FAX438-8411	関係機関と連携し発達障害のある方が自分らしく地域で暮らしていけるようお手伝いします。
富山県高次脳機能障害 支援センター (富山県リハビリテーション病院・ こども支援センター内) 富山市下飯野 36 ☎438-2233 FAX438-7218	脳外傷、脳血管障害、脳炎、脳腫瘍などの後遺症で記憶障害、 注意障害などの高次脳機能障害のあるご本人、ご家族、地域の方 の相談に応じます。
富山県医療的ケア児等 支援センター 「りあん」 (富山県リハビリテーション病院・ こども支援センター内) 富山市下飯野 36 ☎080-6352-4503 FAX438-7218 ☎病院代表 438-2233 (内線 230)	在宅の医療的ケア児等とご家族が、身近な地域で安心して 暮らせるように、医療・福祉・保健・教育その他の関係機関との 連携・調整等を図りながら、医療的ケア児等及びその家族や支援 機関からの相談に応じています。
富山県難聴児支援センター 「みみえーる」 (富山県リハビリテーション病院・ こども支援センター内) 富山市下飯野 36 ☎438-8464	耳のきこえに不安がある子どもやその家族が安心して暮らし ていけるよう、広域的・専門的な相談支援や医療、保健、福祉、 教育その他の関係機関との連携等に取り組み、難聴児とその家族 に寄り添い、支援を行います。

相談支援事業

在宅の障害者に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談（ピアカウンセリング）、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図る。

事業所	所在地	電話
自立生活支援センター 富山	富山市新川原町 5-9	444-3753
ゆりの木の里相談支援事業所	富山市五福 474-2	433-4500
あすなろセンター	富山市野口南部 132	427-1115
和敬会生活支援センター	富山市北代 5200	434-8100
ゆくる	富山市婦中町中名 903-40	466-2285
富山市恵光学園	富山市石坂新 950-1	431-5828

富山市障害者自立支援協議会

富山市では、障害者の地域における自立した生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、障害者総合支援法に基づき「富山市障害者自立支援協議会」を設置しており、「全体会」「相談支援ワーキング」「専門支援ワーキング」「権利擁護部会」で構成されています。

1 全体会

- (1) 学識経験者、福祉・保健事業等の関係者、障害者施設の代表者、障害者関係団体の代表者、教育・雇用機関の代表者等で構成。
- (2) 相談支援ワーキング、専門支援ワーキング等からの報告を受け、地域課題や施策提案等について協議する。

2 相談支援ワーキング

- (1) 富山市委託相談支援事業者等で構成。
- (2) ・地域の現状、課題についての情報交換。
・全体会で検討する課題や事例の集約、整理などを協議する。

3 専門支援ワーキング

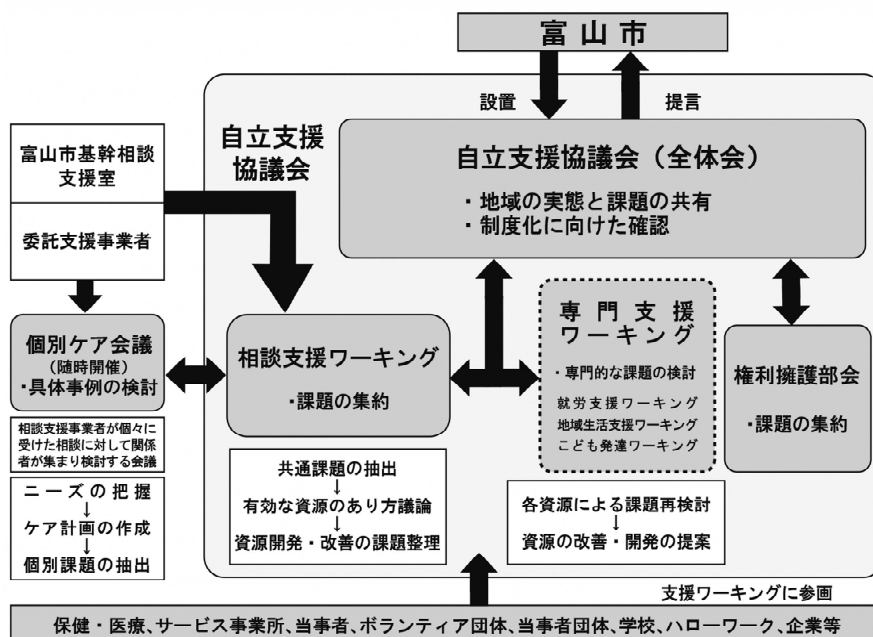
- (1) 地域生活支援ワーキング、(2) 就労支援ワーキング、(3) こども発達支援ワーキングにおいて、専門的な課題の調査・検討を行う。

4 権利擁護部会

- (1) 障害者虐待にかかわる情報を共有し、課題を検討する。

5 組織図

富山市障害者自立支援協議会組織図



《障害者関係各種団体一覧表》

団 体 名	事務局住所	代表者	電話番号	設立年月日
富山市社会福祉協議会	富山市今泉 83-1 市総合社会福祉センター	宮口 克志	422-3400 FAX 491-2433	H17.4.1
富 山 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会	富山市今泉 83-1 市総合社会福祉センター	中川 伸一	422-3400 FAX 422-2684	H18.4.1
富 山 市 身 体 障 害 者 福 祉 協 議 会	富山市蛭川 15 富山市障害者福祉プラザ内	西野 満男	428-0181 FAX 428-0181	S37.8.3
富山市身体障害者協会	同 上	西野 満男	同上	S28.6
富山市視覚障害者協会	富山市芝園町 2-2-12	堀 惠一	432-5497 FAX 432-5497	S24.4.1
富 山 市 聾 啞 福 祉 協 会	富山市蛭川 15 富山市障害者福祉プラザ内	中橋 道紀	428-2900 FAX 428-2900	S28.4.1
富山市心臓病の子ども を守る会	富山市上野寿町 1-27	大橋 達子	428-9135	S41.1.23
こ ぼ と 会 (富山市障害者(児)父母の会)	富山市清水町 8-4-13 (松尾方)	織田ひろ子	090-2099-8390	S47.9.1
富山市手をつなぐ育成会	富山市安住町 5-21 サンシップとやま内	青木誠之助	442-8539 FAX 441-7255	S32.11.1
富 山 市 精 神 障 害 者 家 族 会 等 連 絡 会	富山市蛭川 459-1 富山市保健所保健予防課内	長澤 正雄	428-1152 FAX 428-1150	H9.5.24
富 山 地 区 腎 友 会	富山市下飯野 70-4	中村 剛和	407-5085 FAX 407-5086	H10.2.15
公 益 社 団 法 人 日 本 オ ス ト ミ ー 協 会 富 山 県 支 部 「 太 陽 の 会 」	富山市水橋辻ヶ堂 (荒町) 241-2(藤木方)	藤木 勉	090-1391-7812	S53.3.25
富 山 盲 ろ う 者 友 の 会	富山市木場町 2-21 富山県聴覚障害者センター内	九曜弘次郎	441-7331 FAX 441-7305	H21.6.13
障 害 者 (児) を 守 る 富 山 連 絡 会 (富山市障連協)	富山市安住町 5-21 サンシップとやま 3 F	末村 裕美	441-6302 FAX 441-6302	S55.12.14

《富山県重症心身障害児（者）を守る会》

氏 名	事 務 局 住 所	電話番号
藤 澤 喜 一	富山市八尾町福島 134	076-454-5682

《発達障害に関するご相談》

氏 名	住 所	電話番号
末 村 裕 美	富山市月岡西緑町 339	090-2371-4265 E-mail : with0322plus@gmail.com

障害者差別の解消について

障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現を目指して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」と「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が施行されています。

○障害者差別解消法とは

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国や市町村などの行政機関、会社やお店などの民間事業者に、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」をしないことや「合理的な配慮の提供」をすることが規定されています。

不当な差別的取扱いの禁止

障害があることを理由に、正当な理由なく、障害のない人と異なる対応をすることです。

【例】

- ・ 障害を理由に、お店への入店や施設の利用を断ること
- ・ 必要がないのに、付き添い者の同行を求めること

合理的な配慮の提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で対応をすることです。

【例】

- ・ 段差がある箇所にスロープを設置すること
- ・ 相手の障害に合わせて筆談や読み上げ、手話など対応の方法を工夫すること

○障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例とは

障害者差別解消法を踏まえ、障害を理由とする差別を禁止するとともに、差別に関する相談への対応や紛争の防止・解決を図るための体制整備等について具体的に規定されています。

障害を理由とする差別に関する相談窓口

①広域専門相談員（富山県障害福祉課相談室）

電話：076-444-3959（専用電話）、FAX：076-444-3494

②地域相談員

連絡先は市障害福祉課へお問合せください。

③市

各課で相談に応じます。